

決算・確定申告までの流れ

会員の皆様には下記の流れで一年間ご指導させていただきます。

1

記帳や帳簿のご相談

4月から12月中旬まで記帳で分からないところを個別(マンツーマン)でご指導いたします。分からないところや不明な点はこの期間に解消しておきましょう。

完全予約制にてお願いしていますので、ご希望日時をご連絡いただきます。

なお、会計ソフトや複式簿記で記帳をご希望される方は少なくとも夏ぐらいからのスタートが望ましいです。

【期 間】

4月～12月中旬頃



2

源泉所得税・年末調整 (従業員・パートアルバイト・専従者のいる方)

正社員、専従者、パートアルバイトに関わらず給与を支払った場合には源泉所得税の手続きや年末調整の事務処理(源泉徴収票の作成、給与支払報告書の提出など)が必要です。

下記の期間にて事務処理のご指導をいたします。

【期 間】

上期(源泉所得税) 6月下旬～7月10日

下期(年末調整) 12月中旬～新年1月10日(営業日によって変動します)

3

決算・確定申告期間

1月下旬から3月12日まで決算申告のご指導期間を設けさせて頂いております。期間中は**完全予約制**となっており、お一人あたり1時間程度のお時間とさせていただきます。

12月上旬に会報と一緒に「決算申告期間予約申込書」「度決算申告期間・日程表」を送付いたします。

ご予約いただいた日時に事務所へお越し頂き、決算書と申告書を完成・ご提出頂きます。

【期 間】

1月下旬～3月12日迄

【決算書・申告書提出について】

小石川税務署管轄の方は、当会で申告書・決算書をお預かりして小石川税務署へ提出させていただきます。(特別なご事情がない限りご自身での税務署への提出は不要です。) 他署の方でも電子申告(e-Tax)であればその場にてご提出いただくことも可能です。



記帳のご相談は頻繁に、

決算・申告はお早めに！